



Title	「地域関連労働」の矛盾をどうとらえるか
Author(s)	宮崎, 隆志
Citation	北海道大學教育學部紀要, 71, 37-49
Issue Date	1996-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29502
Type	departmental bulletin paper
File Information	71_P37-49.pdf



「地域関連労働」の矛盾をどうとらえるか

宮 崎 隆 志

How Can We Grasp the Contradiction of “Community Development Worker”?

Takashi MIYAZAKI

目 次

はじめに	37
1 「地域関連労働」論的方法的意義	38
2 「新しい専門職」の矛盾論	40
3 専門職労働の特質と矛盾	42
(1) 専門職労働論の意義	42
(2) 専門職労働の矛盾	43
補論：水口憲人氏の提起に関連して	44
4 専門職労働過程の編成論理と編成形態	46
まとめにかえて	47

はじめに

生涯学習の計画化において総合行政の推進が課題となることは周知のことであるが、その背景には住民の自己教育活動の発展、すなわち個別的な生産・生活課題に対応した段階から地域課題に対応した段階への発展があると言えよう。多くの実践事例の示すところによれば、そのような発展においては自己教育活動のネットワーク化が課題となり、さらに住民の問題意識の広がりに対応した行政の総合的対応が求められるようになる。例えば子育て問題をとっても保健、福祉、都市計画、公園管理等の行政担当者と社会教育担当者との連携が住民の側から求められている例は決して少なくない。

ところが総合行政の推進は、住民の生産や生活における自立を援助すると思われる専門職員との間においてさえ困難であることが多い。生涯学習に関する庁内研修を行ってもかえって「教育委員会の仕事を手伝わされる」という意識が生ずることさえあるのが実態である⁽¹⁾。

住民の自立を援助する労働をさしあたり「地域関連労働」と呼ぶとすれば、その担い手と社会教育職員との連携の可能性や条件を検討することは以上のように実践的に課題となっているのみならず、理論的にも次のような課題へ接近することを可能にする。第一に福祉国家＝「大きな政府」の下で量的に拡大してきた援助職労働者には、市民社会と国家を媒介する役割が期待されていたが、周知のように「政府の失敗」により彼らは再び自由主義的な位置づけの下に再編されつつある。地域における協同性の形成やネットワーク化に伴う彼らの新たな役割を解明することは公共性の新たなありかたの解明への手がかりを与えるように思われる。第二に総合行政段階での「地域関連労働」と社会教育労働との比較を通して、社会教育労働の専門性の内実およびそれが有

する一般行政にとっての意義についての検討が可能になるように思われる。

以上の問題構造を念頭におきながらも、ここでは小論の課題を以下のように限定したい。第一は「地域関連労働」論の有する方法的な意義について、われわれの到達点を確認することがある。この概念自体はまだ熟したものではないが、山田定市氏によって提起された内容は生涯学習論の新たな視座を切り開く方法的意義を有するものであったように思われる。

第二の課題は、「地域関連労働」あるいはそれを担う専門職のかかえる矛盾をいかに把握すべきかを先行研究にそくして整理することである。これは上記の問題の解明に直接関連する論点である。すなわち、総合行政としての連携の困難さの解明は制度論的にも政策論的にも行うことが可能であろうが、そのような接近のためにも最も根底に置かれるべきは第一線で職務を遂行する職員の実態である。少なくとも彼らが職務遂行上において抱える矛盾を等閑視したままであれば政策の実効性は乏しいであろうし、より積極的には彼らの矛盾を解決する方向においてのみ連携は成功するであろうからである。

その上で第三の課題は、職務遂行という実践過程にそくするならば当然必要になるところの専門職労働論・実践論の次元での矛盾把握の可能性について検討することである。それはこの次元での問題把握がなされなければ、冒頭に提起したような実践的課題に答えることは難しいと思われるからにほかならない。

第二、第三の課題設定は実践的にも要請されるところであるが、以下の検討から明らかなように、第一の課題たる「地域関連労働」論という方法的提起をさらに発展させるために理論的にも要請されるように思われる。

1 「地域関連労働」論の方法的意義

先に住民の自立を支える労働を「地域関連労働」と呼ぶとしたが、かかるカテゴリーを最初に提起したのは山田定市氏である。提起の内容を簡単に確認しておこう。

山田氏は農業における社会的生産力の形成は地域的・集团的形態をとること、それ故家族協業の枠を超えて地域的・集团的に形成される共同労働やさらにそこから自立して地域的に存立する専門労働に注目すべきことを主張する。具体的には、萌芽的形態としての機械共同利用組合のオペレーター、さらに自立化の進んだ形態としての農協、普及所、試験研究機関等の諸団体、諸機関の専門労働者が有する地域農業の発展にとっての意義を強調されるのであるが、山田氏は「これらの団体・機関はそのほとんどが地域を基盤として存立しており、したがって、その中で形成される労働力、労働主体は地域関係労働者として把握される場合が多い」とした上で、「農業に直接的・間接的にかかわる地域関係労働者も農業にかかわる労働主体として位置づける必要がある」と主張する。それは彼らが「農民の集团的陶冶の基礎的条件の一つをなしている」からにほかならない⁽²⁾。

同様の主張は1975年に発表された「農村社会教育」⁽³⁾においても既になされているが、このように見れば重層的に形成される「地域関連（関係）労働」が農民・住民の主体形成の現実的な条件になるというモチーフは、山田氏の社会教育論の基底を貫く論理の一つであったと言える。かかる提起の意義は第一に、支配機構の一環をなす限り住民とは対立するようにも見える諸団体・諸機関の労働者を、住民自身が発生・存立させているものとして、いわば住民との連続性において把握することにある。これは「地域関連労働」の具体的形態としての協同組合労働や公務労働の分析視点として、その後強調された点であるが、ここでは公務労働論に対する問題提起に限っ

てその主張を確認しておこう。

山田氏は従来の公務労働論に対し、「がんらい公務労働というそれ自体労働内容に関する概念が、これまではむしろ労働力の雇用関係によって規定されてきた」と批判し、公務労働の内容についての検討の必要性を提起する。すなわち「そのひとつは、公務労働を社会的分業の中に位置づけ、個々の労働内容にそくしてその性格を明らかにすることである。いまひとつには、多岐にわたる公務労働の内容について、これとかかわる生産、流通、さらに住民の生活のそれぞれの領域をふまえて、その労働の存立条件との関連において労働内容を具体的に明らかにすることが求められる」⁽⁴⁾。みられるように、山田氏は住民の生活と公務労働の内容を統一的に把握する必要性を提起されるのであるが、これは第一に、公務労働の内容を規定する主体が住民であること、第二に、それは運動論（住民運動による社会的共同業務の再建）としてではなく、公務労働が住民の生産・生活労働を根源においた重層的な労働編成の中に客観的な位置を占めることに根拠を有することを主張するものである。上述の「連続性」の視点の故にかかる提起が可能になったことを確認できよう。

第二の意義は、かかる連続性把握によって地域教育構造論の新たな展開が可能になったことがある。住民による新たな社会的労働の産出は、住民の陶冶の条件が形成されたことを意味するとすれば、それはまた社会教育専門労働に限定されない教育労働の契機が誕生したことにもなるのであり、ここから逆に社会教育労働者の有する固有の位置と役割についても掘り下げることが可能になる。例えば農民教育については次のような指摘がなされている。「農民教育においては、[教育労働は社会教育]専門職員のみによって担われるわけではない。例えば農協労働者を一義的に教育労働者とみなすことはできないがげんに教育労働を担い、農協労働者としての多面的な活動（労働）の一環をなしていることはたしかである」（□内は引用者）がゆえに、「学習主体としての農民の組織化とともに、農民教育に直接・間接にかかわる労働者の集団をいかに形成するか、ということが重要な課題となる」のであり、そこでは「地域農業のありかたに共通に責任を担うという立場から幅広く集団（したがってその成員は教育専門の労働者だけではない）が形成されることが問われることになる」⁽⁵⁾。われわれはここから、住民・農民の主体的営為（社会化）による陶冶条件の形成とそれを基盤としつつも相対的に区別される社会教育専門労働の存立構造という二つの重層構造を読み取ることができる。そしてかかる構造的な関連を解明することが、地域教育構造論の主要な課題の一つとなる。

われわれはここで山田氏の主張を「教育を第一目的にしない構造」の教育的意義を強調したジェルピの主張⁽⁶⁾に重ね合わせて理解することもできよう。しかし、山田氏の主張はそれを超え、社会化された労働諸形態の労働編成論までも射程に含むものであった。これが第三の方法的意義である。すなわち、社会化された労働（あるいは農業における社会的生産力）が地域において有する上述の位置と機能の故に、それは政策的にも地域（農業）の再編の槓桿となるのであり、いわば社会化された労働を誰がどのような分業・協業関係の下に編成するかという争奪戦が展開されることになる。換言すれば社会化された労働の編成主体と編成内容・方法をめぐる対抗関係が、地域関連労働・教育労働の編成論においては理論的・実践的焦点となる。地域生涯学習計画論の主要な論点の一つもそこに設定されることになる⁽⁷⁾。

小論の課題を展開する場合にも、以上の山田氏の問題提起を理論的な出発点にすべきであろう。それは以上のような問題構成をとることによってのみ、住民の主体形成を可能にする「地域関連労働」の有機的編成の論理、さらには総合行政としての地域生涯学習推進体制のありかたを解明

できるからである。とはいえ、そのためにはさらに検討されるべきいくつかの課題も存在する。

第一に、社会化された労働が公務等々の諸形態をとる必然性を解明することがある。換言すれば、社会化された労働がすべて公務とは言えない以上、その諸形態を区分する論理を検討することが必要である。先の連続性の強調に対して、ここでは区別の論理が求められる。結論的に述べれば、そのためには住民のかかえる矛盾とその解決形態としての社会的労働の関連構造を問うことが求められよう⁽⁸⁾。

第二に、山田氏の言うところの「地域関係労働者」が果たす教育的機能の内実を解明することが必要である。例えば改良普及員は農業生産力と農家経営の発展を自らの任務としても、農民の学習実践の発展そのものを直接的な目的とはしていない。にもかかわらず、彼らが教育的機能を有するとすれば、それはいかなる内実を有するのか、そしてそれは社会教育専門労働者の担う機能といかなる点で区別されまた関連づけられるのかという点はまだ十分に展開されていないように思われる。この課題は、第一に指摘した「地域関連労働」の諸形態に関する原理的な区分に対して、現実の実践過程において発揮される機能に関する区分をどのように行うのかという課題でもある。

この点を深めるためには実践過程を編成する主体としての「地域関連労働者」自身がかかえる矛盾をどのように把握するかがポイントとなるように思われる。抽象的には彼らが担う労働が対人サービス労働である限り、彼らは労働の対象となる住民の生産・生活の発展を反省的に意識する労働者であり、住民からすれば自らの生産・生活の課題を解決する場合の援助者として彼らは位置づくことになる。ここから住民の生産・生活課題の発見とその解決における彼らの機能を推測することは、それほど難しいことではない。しかし、かかる抽象的な理解が現実の労働過程において具体化されるときには、援助が政策誘導的になり住民との敵対性が現われる場合や援助機能そのものの無力さが総括される場合等、転倒的な現象が生ずることが多いのも事実である。「地域関連労働者」が発揮する教育機能についても、かかる矛盾との関連で把握される必要があるし、さらにはその矛盾解決の方法（実践的解決）に対応して援助機能が教育機能⁽⁹⁾たりうるのか否かが決定されるように思われる。換言すれば、彼らが教育機能を発揮するにはある条件が必要であるが、その条件を規範的・外在的に導出しないためには、彼らの労働そのものに内在する矛盾を把握することが方法的にも要請されるのである。

次節以下では、この第二の課題に限定してその若干の敷衍を試みたい。

2 「新しい専門職」の矛盾論

小論で念頭においている普及員や保健婦は、医師や弁護士などに代表される古典的な専門職に対し、「新しい専門職」と呼ばれる範疇に属する。古典的な専門職は例えば別表にあるような基準を有していると言われている。その組織形態上の特質は何よりも自律性にあり、資本や国家から独立した職能団体を形成するところにある。これに対し「新しい専門職」の場合は端的に「被雇用専門職」として特徴づけられている。シュルFTERはその特質を古典的専門職の顧客志向に対する科学志向、同じく手工業的労働に対する組織的労働として指摘しているが⁽¹⁰⁾、ここではそれに加えて市民社会と国家が分離したのちにそれを媒介する任務を担って社会化された労働であることも付け加えておきたい。水口憲人氏は、1930年代から40年代にかけての行政責任論争の中で主張された一つの立場である理想主義、すなわち高度に道徳的な公務員よりなる行政が公益を判定すべきとする議論が1960年代には頂点に達し、「専門家の国家」(F. モシャール)としての「大き

別表 専門職の要件

- (1) その社会的役務が固有であり社会的に必須であること
- (2) その労働の遂行にあたっては知的技術が必要であること
- (3) 入職にあたり長期間の準備教育を必要とすること
- (4) 広範囲の自律性・自由を個々の実践者と集団が有すること
- (5) 自律性の範囲内でなされた判断・行為について個人的責任をとること
- (6) 実践者たちの経済的利益よりも社会的役務（公益）を実行原理とすること
- (7) 包括的な自治組織を有すること
- (8) 倫理綱領による専門職者集団への強制が存すること

出典：勝野尚行氏によるリーパーマンの主張の紹介を要約した。勝野尚行『教育専門職の理論』，法律文化社，1976年，75頁を参照。

な政府」が成立したとする⁽¹¹⁾。私益と公益，すなわち市民社会と国家の分裂・対立の下で，その新たな統一を期待されたのが「新しい専門職」であったと言ってよい。

しかし，このような新たな専門職は，専門職としての自律性を有しながらも同時に官僚制組織の統制下にあり，その自律性は制限されたものにならざるを得ない。彼らの有する職務遂行上の矛盾はまずこの側面から指摘された。それが「専門職制と官僚制の対立」論である。リプスキーは第一線の職員（ストリートレベルの官僚）が直面する矛盾について，動員しうる資源（予算，時間，人員等）の慢性的不足，愛他主義に基づく対象者の利害の代弁という役割と形式的平等主義，対象者の判定・統制等の官僚組織における役割の対立等を指摘している⁽¹²⁾。このような職務環境の特質は「地域関連労働者」についても妥当するであろうし，いわゆる不当配転問題，すなわち自治体官僚機構と専門職との対立はより尖鋭的な現象と言ってよい。

しかし，専門職労働（者）をめぐる矛盾をそのレベルで把握することは以下のような問題を引き起こすように思われる。第一に，専門職性の強化が彼らの矛盾を解決するという議論にならざるをえないことである。例えば佐藤慶幸氏は労働のプロフェッション化が疎外の克服であると主張したが⁽¹³⁾，これは専門職化を，労働者が自律性を獲得し自由に労働を編成することを可能にするという最も抽象的な次元において評価する場合にしか主張しえぬものであろう。逆にそのような抽象的・一面的な把握では専門職に固有の自律性の構造は明らかにされないままになってしまう。新しい専門職の規定の際に触れておいたように，彼らは国家と市民社会の媒介という特殊な位置にある専門労働者である。この特殊性を無視し，古典的な専門職への復帰を説くような主張は実践的には有効性を欠くことになる。

第二は，今述べた問題ともかかわるが，このような対立図式では専門職化が官僚制化を促進したという側面を説明できないことがある。一般的には専門職化こそが官僚制的合理化の形式にふさわしいという主張が成り立つような相互に前提しあう関係の存在も指摘されているが⁽¹⁴⁾，シュルプターはさらに病院を事例に「科学技術の進歩と特殊化による専門職組織間の垂直的な分化」，つまり官僚制化が生じたことを指摘している。生命倫理をめぐる議論の中で浮き彫りになった科学主義の限界（患者を人格としてではなく生命体・研究対象として扱う）やイリイチ等によって提起されてきた医師—患者の間の権力的関係論も含めて，専門職化に楽観的な期待を抱くことは困難になってきたと言える。水口憲人氏によれば専門職への期待を背景にしていた福祉国家・「大きな政府」への関心は「プロフェッションの病理が官僚制の病理と複合して『大きな政府』の弊害を生み出しているのではないかという関心への変化」を示しているという。いわゆる福祉国家

から行政国家や危機管理国家への国家の形態と機能の変化に伴って、新しい専門職の位置と機能も変化することに留意せねばならない。先の対立把握ではこのような問題構成をとり得ないことは言うまでもない。

第三に、以上のような整理に基づけば、結局、先の対立図式は専門職の職務内容に即した矛盾、より厳密には専門職労働にそくした矛盾をその過程に内在的に把握できなかったことになる。他律か自律かという外在的な評価尺度だけではなく、専門職労働の内容そのもの有する矛盾をどう把握するかが問題として設定される必要があったと言える。そしてそのためには、専門職労働をさしあたり国家と市民社会との関係において把握するという本質論的な把握が不可欠であろう。このことは決して専門職労働者の矛盾を国家と市民社会の対立一般に解消することではない。専門職労働過程に即して内容を分析する際にも理論的に要請される視点なのである。

3 専門職労働の特質と矛盾

(1) 専門職労働論の意義

そこで次の課題は、専門職労働（者）に内在する矛盾、あるいはその内的な矛盾はどのように理解することができるかという点に存する。先の対立図式から直接に導き出されてくるのが「専門職性と労働者性の矛盾」論である。例えば勝野尚行氏は教育労働者について次のように指摘している。「賃労働者存在である限り、教育専門労働者も、資本（国家）によって支配・管理されるとともに、資本（国家）の要求にこたえる被雇用者エンプロイの役割を果たさざるを得ず『自律性』を自主規制せざるをえない」⁽¹⁵⁾。これは先の対立図式に比べ、①専門職労働者個人に内在する矛盾を把握しようとする、②その矛盾を国家（資本）との関係において把握しようとする、という限りでは評価できる。もちろん、結局は矛盾の解決を賃労働者としての権利行使（団結権）と専門職性の発揮に求めていく点では先の議論の延長上にあるとも言えるが、勝野氏の主張において注目すべき点は、氏が教育労働の特殊性について指摘している点である。専門職一般についても「官僚労働とは質的に異なる専門職労働、その特殊性論を基礎に据えてはじめてその（自律性）論証が可能となる」と主張する勝野氏は、教育労働の特殊性について、労働の対象・目的・過程の3つの側面から検討し次のように主張する。労働の対象が人間的自然であり、その目的は基本的人権の保障、人間の全面発達権を保障することに設定される。それ故、教育労働者は労働過程における労働の内容・方法の構成にあたって教育関係諸科学の成果を導入することが求められる。

もとよりこれは教育労働者の特殊性を主張するものであったとしても、その矛盾を固有の労働に即して把握することを志向するものではない。しかし、専門職労働過程という専門職と対象者との関係を産出する行為とそのプロセスに着目しているという一点において新たな議論の展開の視座を提供するものとして評価できよう。例えば同じ立場から勝野充行氏は、教育労働の対象が「生きた自己活動の主体であり人権の主体である児童生徒であるがため、彼らとの共働によってしかその労働過程を科学的に制御することができない労働である」⁽¹⁶⁾と主張する。これは山田氏が分業・協業論を基礎に公務労働や社会教育労働の重層性を指摘したのと同様に、「共働」的な労働過程編成の必要性を主張するものであるが、かかる主張をなし得るのは労働論としての立論の故であろう。また、教育労働の目的とされた「全面発達権」についても、勝野充行氏はその内実を子どもの自己教育権の確立あるいは自己教育機能の発達であるとした上で、その目的を実現するために「教育課程編成権（教育の技術的過程の自主編成権）と教育条件整備権（教育の組織的過

程の自主編成権)の統一としての教育労働権(労働への主人公権)⁽¹⁷⁾の確立が教員に必要となると主張している。これは権利論として主張されているが、実体としては子どもの自己教育活動と教育労働を統一的に把握することを主張するものと言ってよいであろう。

しかし、両勝野氏の議論では教育労働の内実は依然として明らかではない。換言すると、教育労働の過程そのものが明らかになっていない。たしかに技術的過程、組織的過程に区分して労働過程を把握する必要性は説かれているが、それは労働過程の領域区分にとどまっている。労働の展開過程とその必然性、およびそこにおける陶冶過程が明らかにされなければ、自己教育権の保障という主張はあくまでも規範的な域を脱せないであろう。その要因は、一つには子どもの自己教育の過程が明らかにされていないことにあろう。両氏の議論からしても、この点が明らかにならなければ労働の目的を分節化しかつ総合化・体系化して理解することは不可能なはずである⁽¹⁸⁾。もう一つは教師のかかえる矛盾が結局は明らかにされていないことがある。労働の過程は、客観的には対象たる子どもの自己教育活動によって規定されるとしても、主観的には教師が自らののかかえる矛盾の解決をめざして編成するはずである。専門職性と官僚制でも、専門職性と賃労働者性でもないような枠組みで教育労働者の抱える矛盾を把握することが求められよう。その矛盾の実践的解決の過程において、専門職として要請される科学の内容も自ずから規定されるように思われる。

それゆえ、われわれがここからさらに展開し、徹底すべき点はさしあたり次の2点である。第一に専門職労働の内容を根源的に規定するのは実は「対象者」としての住民であり、より厳密には住民の抱える矛盾であること、第二に、その矛盾の解決との関係において専門職に要請される諸科学の内容あるいは労働過程における再構成の論理が規定されることである。

(2) 専門職労働の矛盾

まず第一の点にかかわっては、Advocate Planningの過程で都市計画専門家が直面した矛盾が問題の所在をより明確に示している。西尾勝氏によれば、アメリカにおける黒人集団の運動は貧困地域の再開発を行うにあたって行政事業の対象となる特定地域の住民代表を参加させるという成果を獲得した。しかし、その実施においては特定地域内においても黒人の中の中間層、黒人労働者層、貧困層という階層的利害が分化しているために、階層を重視するのか地域を重視するのが基本的な論点になったという⁽¹⁹⁾。これは階層利害として現われている私的利害と特定地域の社会的な利害が分離し、時には対立していることの反映であろう。当然のごとく、住民団体の組織化にあたった専門家(組織者)も「地域住民の擁護者になることを志した組織家は、擁護すべきものが地域の利益なのか階層の利益なのかという新しい葛藤を経験することになった」のである。これに対し、専門家が特定集団の利益を擁護するという明確な目的意識をもって始まった住民の弁護活動も、特定住民団体の弁護が必ずしも貧困層の利益を代表することにはならないのではないかという危惧を抱かざるを得なかったという。

ここに示されるのは、まず都市計画という公益を実現するはずの計画が対象地域住民、つまりは貧困層の階層的・私的な利害と対立するという国家と市民社会の分離・対立であり公民と市民の対立である。再度確認しておけば、この対立を解決すべく登場したのが新しいタイプの都市計画家であったのであるが、彼らの登場の背景には例えば「公共政策が次第に政治の領域から専門技能の領域へ移されていくのが現代社会の特質である。……(中略)……政治から技術への転換は権力の所在と権力行使の様式を変えてくる。この変化から最も不利な影響を受けるのは専門的知識に乏しく、自分たちの主張を技術的枠組みに表現しなおす能力にける人々、すなわち社会

の底辺の人々である」⁽²⁰⁾という議論があったという。すなわち、国家と市民社会の対立の新たな局面において、権力再配分を行う専門家としてその対立を統一することを試みたのが、これらの専門家であったのであるが、そうであるが故に彼らは国家と市民社会の分裂と対立、対象者に即せば公民と市民の分裂・対立を日々意識しながら、その統一をはかる実践を組み立てることになる。

もうひとつは、特定住民団体の弁護に徹するとしても、それは貧困層内部の他の人々の私的利害と対立するという市民社会内部の対立である。被抑圧者であり社会的不利益を被っているという共通性を客観的にはもちながらも、個別的な利害は多様に分化し、ある場合にはそれらが相互に対立さえするのはむしろ市民社会の常態である。例えばリプスキーもストリートレベルの官僚制が市民要求に対応することが困難になる理由として、市民要求が何であるかについて考え方が一致しないこと、および社会的要求に対しては私的責任を求める強い要請があることをあげ、「ストリートレベルの官僚による行為の中には、都市の葛藤がそのまま持ち込まれる」ことを指摘している⁽²¹⁾。都市計画専門家は住民が抱えるこのような矛盾（自己疎外）に直面するのであり、それ故この矛盾を自らの労働を通じて如何に解決するのかという深刻な問いが投げ掛けられることになる。国家と市民社会を媒介することを任務とするはずの専門家は、実はその両者の分離・対立を発生させている根源的な主体たる住民の矛盾を解決することなくして自らの任務を果たし得ないのであり、彼らの抱える矛盾はかかる矛盾の反映であるとの結論をさしあたり提示することができよう。

補論：水口憲人氏の提起に関連して

(1) 但し、以上のような矛盾把握は未だ極めて抽象的なレベルにとどまっていることは否めない。それ故、都市計画家と改良普及員、ソーシャルワーカー等の現実に存在する専門職の区別に対応した労働内容論にまでは踏み込めないものであり、それらの種差を包含する原理的把握として限定的に理解せねばならない。社会教育労働も含めて、さまざまな専門労働が自立化する論理を説明するためには、以上のような原理的な矛盾が資本や国家の歴史段階に対応してどのような形態と内容を伴って現われるのかという具体的な検討が不可欠であろう。例えば改良普及活動についても、資本の蓄積構造と農業部門の位置づけ、国家介入の制度的条件等に関する要因の検討を欠いてはその成立・展開を説明できないことは言うまでもない。その場合に最も重視されるべきは資本の蓄積構造あるいは資本による社会編成の論理であろう。なぜなら、「地域」の成立も、そこにおける自治（体）の成立も、資本を主体とする社会編成論理そのものが要請するからである⁽²²⁾。戦後日本資本主義の展開過程に即してかかる論理を具体的に把握することは今後の課題としたい。

(2) かかる観点からみた場合に、公務労働の矛盾に関する水口氏の提起は重要である。水口氏はハーバースマスやオッフエを援用しながら、後期資本主義における国家による商品化体制の維持機能、換言すれば「市場の失敗」に対する「行政的再商品化」機能に着目する。そこでの公務労働は「『行政的再商品化』の役割を担うことによって、蓄積＝『商品化』関係の維持に『有用』たらんとしているが、逆に、『脱商品化』した労働であることによって、蓄積の条件を侵食している労働でもある」⁽²³⁾と指摘する。というのは、公務労働は「使用価値労働の社会化」を体現し、それは「行政的再商品化」の要請と矛盾するのみならず、「使用価値をめぐる住民と公務労働との関係は、『蓄積と正統性』の対抗を具体的に表現することにより、資本主義国家の正統性問題の重要な

構成部分になる」からである。この提起は資本の蓄積過程とのかかわりで公務労働を位置づけた点に意義があり、われわれもかかる視点の重要性を承認する。このような視点から公務労働の矛盾を歴史的に把握することも可能になるように思われるからである。しかし、そのためには以下のような点がさらに検討されるべきであろう。

すなわち、公務労働の矛盾を「商品化」と「脱商品化」の矛盾として把握することは従来よりも積極的ではありつつも、論理次元としては依然として抽象的・一般的であることを免れない点である。例えば「使用価値労働」という性格は、賃労働も含む労働一般が有する性格であり、それが価値増殖と対立的な性格をもつこともまた賃労働一般にも言えることである。賃労働においても私的利害として追求される価値に対しては、使用価値は他人にとって有用な生産物であることにより価値実現の条件をなすのであるが、その限りでは使用価値は社会的性格を有するのであり、したがって「使用価値労働の社会化」という側面も妥当するからである。

とはいえ、私的個人にとっては必要とされる使用価値は特殊なものであり、それに対して価値はむしろ普遍的であり社会的性格を有することも確かである。商品交換の場面においてその性格は明瞭であるが、このように考えれば賃労働（商品生産労働）においては使用価値は社会的であり、同時に私的でもあることになる。換言すれば商品生産を前提とする限り、使用価値も社会的であり同時に私的でもあるという矛盾をはらんでいることになる。

そこで、水口氏の提起の意味するところを、公務労働は専ら社会的使用価値の実現を目的とするにもかかわらず、「行政的再商品化」機能を担う点に矛盾が存する、とより限定的に理解するとしても、まだ次のような論点が存在するように思われる。すなわち仮に社会的使用価値のみを追求したとすれば公務労働の矛盾は解消されるか、という点である。結論的に述べれば、商品所有者としての住民においては使用価値も私的かつ社会的という矛盾をはらんでおり、そうした住民を前提とする限り、公務労働の結果は常に対立物へ転化しつづけるように思われる。例えば、いわゆる「住民エゴ」に基づいて住民どうしが使用価値レベルで対立する場合、「使用価値労働の社会化」形態を維持するために、価値最大化が社会的利益（公共の福祉）であるとする功利主義的主張が持ち出されることもしばしばある。ここでは何が社会的使用価値かの判断が直接的な住民要求を根拠としてはなし得ない場合もあることが指摘できよう。あるいは逆に、公共施設の建設や社会資本投資が欲求充足における住民間格差を生ずる場合や、当該施設・設備利用可能者の労働力再生産費用の低下として私的利益の増大を帰結する場合もあろう。かかる矛盾が生ずるのは蓄積過程に「脱商品化した労働」、「使用価値労働の社会化」形態として位置づけられるという説明だけでは不十分であろう。対象者たる住民の矛盾が存在する限り、「脱商品化」した労働も結果的には転倒せざるを得ない。

このように考えれば、先にみた専門職労働における科学主義的傾向は、かかる矛盾を回避するために、「社会的使用価値労働」の内容や目的を商品所有者としての住民に求めるのではなく、科学的根拠に基づく判断を優先させる対応として理解できよう。にもかかわらず、それは現実の実践過程においては官僚主義に転化するか、再び「社会的使用価値」の形式性に直面せざるを得なかったのも既に見た通りである。

以上の点は公務労働の矛盾の止揚の方法や展望ともかかわっている。小論のような理解に立てば、公務労働の矛盾の解決・止揚は住民の矛盾の解決・止揚をぬきにありえない。それは単に使用価値視点から批判するという段階にとどまらずに、現実に住民のかかえる矛盾を解決していく実践過程に即した理解を必要とする。紙幅の都合から結論のみ述べれば、住民の矛盾の解決は筆

者の言うところの協同的な蓄積過程（社会化としては協同的社会化）として展望しうるのであり、それを支える労働たりうる場合にのみ公務労働は自らの矛盾を解決・止揚できる。かかる視点から言えば、「対抗関係」（山田氏）は資本による蓄積と住民の協同蓄積との間の対抗として理解されるべきである⁽²⁴⁾。水口氏の提起に即して言えば、住民の協同蓄積に基づく協同的社会化によって公務労働の目的や内容が規定された時に、公務労働は「行政的再商品化」に対立するもう一方の極を自らの内に有するようになると言えよう。

4 専門職労働過程の編成論理と編成形態

その上で問題になるのが、そのような矛盾を彼らは労働過程においてどのように解決するのかという先に提示した第二の課題である。その検討のためには以上のような原理的（さらには本質論的）検討から実践論的検討へさらに進むことが必要である⁽²⁵⁾。

以上のような住民の抱える矛盾に直面せざるをえないという点は、ここで事例的に取り上げる普及員にももちろん妥当する。農民といえども階層的に分化しているのは言うまでもないし、担当した特定の地域でプロジェクトを進めるにあたってその地域内でのコミュニティ利益を見いだすことは簡単ではない。その場合に、普及員が自らの労働過程を編成する方法の一つがメニュー方式である。さまざまな選択肢を用意しながら、「経営の主体は農家だから」という形式的な理由で選択の責任を自らは負わないという方法である。あるいは試験場の研究成果に依拠しながら「科学」で理論武装するという方法もある。これらはいずれも自らの直面した矛盾を解決するためには一つの現実的な、しかし矛盾から自己を防衛するようなありかたであろう。先の論点との関連で言えば、このような解決方法こそが官僚制を強化する⁽²⁶⁾。

しかし、実践論的に見た場合には、かかる方法の批判以上に以下の点に注目すべきであるように思われる。それは彼らの教育的働き掛けの特質についてである。住民参加の組織化にあたって、最初に取り組みされたのは貧困地域住民のアノミー状態、無力感を克服することであった。鈴木敏正氏の言葉を借りれば「意識における疎外」⁽²⁷⁾に対処しなければ、彼らの職務さえ果たせない。それ故、彼らは少なくとも意識化にかかわる教育実践を労働過程に組み込まざるを得ない。普及員の場合も、農家との接触においてまず重視されているのは「課題を意識させること」であり、その上で「実行してみること」である。その方法は基本的には問題解決学習に依拠している場合が多い。農家との対話の中から課題を発見し、動機づけを試み、実際に試行してみるというプロセスを繰り返し、経営等の改善の意欲と自信を獲得させようという発想である。

しかし、問題はそこにある。意識化によって農民の抱える本質的な問題が明らかになることは、従来のようななりゆきまかせや諦め、動揺とは異なる解決方法を選択することを迫ることになる。さもなければ絶望という最悪の事態、あるいは「一揆主義」へ逆に追いやることにもなりかねない。したがって意識化の実践の意義は、その後に連続する実践とのかかわりで評価されねばならないように思われる。例えば、先のアメリカの事例の場合、住民参加の組織化においては、特定の問題についての住民の怒りを駆り立て、当面の攻撃目標に結集することが課題とされたが、これは住民が抱える矛盾を顕在化させ、現実的な対立関係（対当局交渉）として提示したにとどまっている。普及員の場合は、農民が課題を意識化し、普及員の技術に関心を示し始めれば、普及員の科学性が効力を発揮することになる。これらは鈴木氏の整理によればいずれも悟性的な解決方策を提示するにとどまるものと評価できよう。

そしてそのような解決方法を実践的に選択することが、実は専門職員の矛盾を再生産すること

になる。意識化の段階にとどまっている限り、住民の矛盾が顕在化することはあっても言葉の厳密な意味で止揚されることはない。住民自らが問題解決の主体であり、かつ解決能力を有する当事者であるとの自覚と自信をもち、さらに現実的に矛盾の新たな統一を求める実践を開始しなければ、矛盾の止揚は不可能であろう。意識化の段階に止まる限り、問題は再生産されつづける。そうならば良心的な専門家は、今度は逆に自らが無力感に陥ることになってしまう。

先の普及員の例に戻れば、既述のようなメニュー方式や科学主義でさしあたり、その矛盾から逃避することもできる。ところが、農民の実践が意識化の段階を超え、経済的合理化のみならず、人間らしい暮らしを可能にするオルターナティブな生産のありかたまでも問題にするに至ると、農民の抱える実践的困難はかかる実践をさらに発展させるためにはどうすればよいのかという問題である。つまり、普及員のそのような回避方策は農民の意識化が進展していない場合のみ成り立つものであり、農民の実践がそれを乗り越えて進む場合にはむしろ実践的な桎梏に転化する。そのような農民からの普及員に対する批判は、決して感性的なものではなく、普及員の実践の内容・方法そのものの限界を指摘するものと言ってよい。

それゆえ、専門職員がその批判の意味を理解し、自らの矛盾を再生産している自らの労働（実践）の在り方を反省した時に、はじめて専門職労働の矛盾は自覚的に解決されるであろうし、その過程において必然的に他の関連職員、とりわけ社会教育専門職員との連携も実践的課題となるであろう。いわゆるネットワーク化の可能性もそこから開けてくるように思われる。

まとめにかえて

小論では専門職のかかえる矛盾の原理的把握の方法を整理を試み、さらにそれを前提にしながら実践過程における矛盾解決の展望と分析視角についての提起を試みた。ここでは冒頭の問題設定の次に引き戻し、以上の結論を要約しておこう。

「新しい専門職」やさしあたり使用した地域関連労働の矛盾は、住民の抱える矛盾の反映されたものであり、官僚制との対立として現象するものは、実は専門職労働（実践）の矛盾の一つの解決形態が官僚制である限り、専門職労働者の自己疎外態にほかならない。そして、専門職労働者が自らの矛盾について、官僚制との対立というような現象的問題把握に止まっているかぎり、総合行政は実践的課題として登場しえない。それは彼らの問題解決の方策として位置付かないからである。

実践的に総合行政としての連携を作り出すには、第一に、専門職労働者の矛盾についての本質論的把握を前提において次のような把握が求められていた。すなわち、専門職労働・「地域関連労働」の矛盾を住民の矛盾と統一して理解することであり、したがって公務労働の矛盾解決の展望も住民による矛盾解決過程としての協同蓄積過程と統一して理解することである。

第二に、そのような把握を前提としながらも、さらに実践論レベルにおける矛盾を解明する必要がある。そこで得られた暫定的結論は、①自らの矛盾を解決するためには住民の矛盾を解決することが不可欠であるが、現実の実践において広く用いられている意識化の手法は矛盾を顕在化するに留まるのであり、その段階からさらに先に進む実践が必要であること、②その実践に進むためには住民自身が問題解決の主体としての力量を獲得することが必要であり、それは社会教育実践としては自己意識化や理性化にかかわる実践を不可欠とすることの2点であった。

小論では、第一の結論と第二の結論との内在的な関連構造を明らかにする点で不十分さを残している。換言すれば協同蓄積過程論を踏まえた実践過程分析という課題は残されたままである。

また総合行政の実現条件についても、社会教育行政の側から専門職員の実践とかかわる必然性については言及していない。住民が自らの実際生活上の矛盾を解決するような自己教育力の形成は、かかる実践との関連ぬきには不可能であることは指摘できるのであるが、かかる点を社会教育実践論として論証することも今後の課題である。以上の諸課題を解決した時に総合行政成立の条件、必然性についての理論的な見通しが立てられるであろう。

注

- (1) 拙稿「住民主体の地域生涯学習計画化の条件」(北海道社会教育推進協議会編『大地に根を張る社会教育』第3集, 1994年)
- (2) 山田定市『地域農業と農民教育』, 日本経済評論社, 1980年, 196頁
- (3) 山田定市「農村社会教育」(『講座 日本の教育9 社会教育』, 新日本出版社, 1975年)
- (4) 山田定市「生活問題の現段階と協同組合」(『北海道大学教育学部紀要 第42号』, 1983年), 34頁
- (5) 山田定市, 前掲書, 249頁
- (6) E・ジェルピ, 『生涯教育——抑圧と解放の弁証法』, 東京創元社, 1983年
- (7) 「社会教育労働の重層構造と地域生涯学習計画化」(山田定市・鈴木敏正編著『社会教育労働と住民自治』, 筑波書房, 1992年)では「地域関連労働論」と重層構造および対抗関係の関連が指摘されている。
- (8) この論点については, 拙稿「地域関連労働の形成論理」(山田・鈴木編著前掲書)を参照されたい。
- (9) ここでは主体形成の援助機能を意味している。
- (10) W.シュルプター『現世支配の合理主義』, 未来社, 1984年
- (11) 水口憲人「行政と公益」(室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』, 日本評論社, 1990年), 337頁
- (12) マイケル・リプスキー『行政サービスのディレンマ』, 木鐸社, 1986年
- (13) 佐藤慶幸『現代組織の論理と行動』, 御茶ノ水書房, 1972年, 280~307頁
- (14) 奥田いそ『社会福祉専門職性の研究』, 川島書店, 1992年, 83頁
- (15) 勝野尚行『教育専門職の理論』, 法律文化社, 1976年, 176頁
- (16) 勝野充行「専門職労働としての教育労働」(勝野尚行編『教育実践と教育行政 [全訂版]』, 法律文化社, 1979年), 34頁
- (17) 同上, 69頁
- (18) われわれは既に, 社会教育労働は自己教育活動の社会化形態であることを主張したが, それは社会教育労働の展開過程は自己教育活動の展開論理をぬきに理解できないという方法的提起を内に含むものである。鈴木敏正「地域生涯学習の計画化をめぐる」(山田定市・鈴木敏正編著『地域づくりと自己教育活動』, 筑波書房, 1992年)を参照されたい。
- (19) 西尾勝『権力と参加』, 東京大学出版会, 1976年, 第二章を参照。
- (20) 同上, 134頁
- (21) リプスキー, 前掲書, 251頁。また被抑圧者の意識に関するフレイレの指摘も想起されてよい。パウロ・フレイレ『被抑圧者の教育学』, 亜紀書房,
- (22) 資本と地域, 自治(体)の関係については, 前掲拙稿(注(8))ならびに拙稿「地域経済論の展

開のために」(北海道大学高等教育機能開発総合センター生涯学習計画研究部『生涯学習計画研究年報 第二号』, 1996 年)を参照されたい。

- (23) 水口憲人『「大きな政府」の時代と行政』, 法律文化社, 1995 年, 78 頁
- (24) 注(22)の文献を参照されたい。
- (25) かかる論理段階の区分については鈴木敏正『自己教育の論理』, 筑波書房, 1992 年を参照。
- (26) この点ではリプスキーの分析も参照されるべきであろう。彼は先に指摘したようなストリートレベルの官僚の矛盾・疎外を指摘した上で, 官僚たちのとる実践的解決方法に注目している。そこで指摘される方法は定型化や単純化, 責任転嫁, 官僚の自己信頼を増すような対象者の設定等々であるが, 彼は結局これらの解決方法が官僚制を強化することを指摘している。リプスキー, 前掲書。
- (27) 鈴木敏正, 前掲書。